

# 平田村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和4年4月

平田村





# 目次

1 計画の基本的事項	
(1) 策定の背景	1
(2) 目的	1
(3) 方針	2
(4) 期間	2
(5) 範囲	2
(6) 計画の対象とする温室効果ガス	2
2 温室効果ガス総排出量の現状と削減目標	
(1) 目標設定の考え方	3
3 取組み内容	
(1) 資源・エネルギー利用の削減	4
(2) 事務に係る消耗品等の減量	4
(3) 環境負荷の少ない製品等の使用	5
(4) 廃棄物の減量とリサイクルの推進	5
4 推進体制及び実施状況の点検・公表等	
(1) 推進体制	6
(2) 点検・評価・見直し体制	6

## 1 計画の基本的事項

### (1) 策定の背景

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を目指すこと等も定められています。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

さらに、2019年6月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。その中で、我が国は最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとしています。

### (2) 目的

地球温暖化対策推進法第21条において、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する地方公共団体実行計画を策定するものとされています。

本計画は、村が一事業者として効果的な地球温暖化対策を推進し、また温室効果ガス排出の抑制だけに限定せず、事業所として、環境への負荷の少ない製品の購入・使用、省エネ対策、ゴミの減量やリサイクルなどに取り組むための実行計画として位置づけるものです。

また国では、「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」において、特に注力すべき8つの優先課題を設定しており、その1つに省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会を掲げています。

こうした国の動向を踏まえ、村でも総合計画において環境に配慮した循環型社会の形成を政策に掲げており、今後においても地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性があることから、「平

田村地球温暖化対策実行計画（令和 4 年度（2022 年度）～令和 12 年度（2030 年度））」を策定し、地球温暖化対策を推進します。

（3）方針

職員一人ひとりが省エネ、省資源を心がけ日々の業務を行い、各所属において燃料使用量、光熱使用量等の集積を行うことで、抑制を推進します。

（4）期間

令和 4 年度（2022 年度）～令和 12 年度（2030 年度）までとし、必要に応じて計画の見直しを行います。

（5）範囲

本計画の対象は、村が行う事務・事業（民間への委託事業等を除く）及び、これらに関連する施設とします。

（6）計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、地球温暖化対策推進法では、次の 7 種類の温室効果ガスを対象としています。

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、また、その排出源が多岐にわたるため算定が困難なことから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとします。

計画の対象とする温室効果ガス（地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項）

温室効果ガス	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用や灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、温対法で対象とされる 7 種類の温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。 また、廃プラスチック類の焼却等によっても排出される。

【参考】

メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 21 倍の温室効果がある。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 140～11,700 倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,500～9,200 倍の温室効果がある。地方公共団体では、ほとんど該当しない。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気絶縁ガス、半導体の製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,900 倍の温室効果がある。
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造や CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。地方公共団体では、ほとんど該当しない。

## 2 温室効果ガス総排出量の現状と削減目標

### (1) 目標設定の考え方

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とし、基準年度は平成 25 年度（2013 年度）、目標年次は令和 12 年度（2030 年度）とします。

### (2) 数値的な目標

地球温暖化対策計画等を踏まえて、平田村の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

CO<sub>2</sub> 排出量については、令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 25 年度（2013 年度）比で 10%の削減を目指します。

※国は令和 12 年度（2030 年度）までに温室効果ガス総排出量を平成 25 年度と比較して 46%減と定めています。

項目	基準年度 (平成 25 年度 (2013 年度))	目標年度 (令和 12 年度 (2030 年度))
温室効果ガス (CO <sub>2</sub> ) 総排出量	47 千 t- CO <sub>2</sub>	42 千 t- CO <sub>2</sub>
削減率	-	10%

### 3 取組み内容

#### (1) 資源・エネルギー利用の削減

##### ①電気使用量の削減

- ◆ノー残業デーを設定して残業時間の削減を図り、夜間の消費電力を効果的に削減する。
- ◆不要な照明の消灯及び昼休みについては、業務に支障をきたす場合を除いて消灯に努める。
- ◆冷暖房温度調節し適温設定を意識し、クールビズ、ウォームビズの推進に努める。また、ブラインド等を活用し、冷暖房効率を上げる。
- ◆自席から長時間離れる場合、モニターの電源を落とし、消費電力の削減に努める。
- ◆電気機器の使用の際は、負荷を押さえた運転に努め、更新時期には、省エネ型への改善を図る。
- ◆会議室利用の際は、会議に対するコスト意識を持ち、特に以下の点に注意する。
  - ・会議時間は1時間以内を目標に設定する
  - ・会議室を使用する場合は、必要以上に早く点灯しないよう努める
  - ・会議室を使用した後は、電気、空調機の消し忘れに注意する

##### ②公用車の燃料使用量の削減

- ◆不要なアイドリングの停止、急発進や急加速を控えエコドライブに努める。  
エコドライブの基本
  - ・発進時は、一呼吸おいてアクセルを踏み込み、速度上昇に合わせて徐々に踏み込む
  - ・走行時アクセル開度を一定にし、直前の車に追従しない
  - ・上り坂走行では、坂の手前でアクセルを踏み足す
- ◆出張時には公用車の相乗りを積極的に活用する。
- ◆車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、常に車内整理に努める。
- ◆タイヤの空気圧を適正に保つなど、整備点検を徹底する。
- ◆更新の際には次世代自動車を導入する。

##### ③水使用量の削減

- ◆常に節水を心がけ、蛇口の閉め忘れに注意する。

#### (2) 事務に係る消耗品等の減量

##### ①用紙類の使用量の削減

- ◆必要に応じて両面印刷等を意識し、用紙の使用量を削減する。
- ◆会議に配布する資料の簡素化を図り、視聴覚機器を活用し、ペーパーレス化に努める。
- ◆住民向けの配布資料については、再点検により極力用紙使用の抑制に努める。
- ◆ミスコピー紙を分別し、機密保持に留意して資源化利用を推進する。
- ◆会議において配布する資料を入れるための封筒や窓口用の封筒は、希望される場合にだけ渡す。
- ◆電子メールや電子掲示板等を積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。

## ②物品等の長期使用

- ◆物品等の故障時には修理に努め、安易に廃棄せず長期使用に努める。
- ◆文書を廃棄する際は、ファイル等の再利用に努める。
- ◆使用していない物品については安易な廃棄をせず、他の部署への転用等の再利用に努める。

## (3) 環境負荷の少ない製品等の使用

### ①再生紙の使用

- ◆事務用紙、電算用連続紙は古紙配合率がより高い再生紙を利用する。
- ◆冊子、パンフレット等の印刷物は、古紙配合率がより高い再生紙を選択する。

### ②再生品等の使用促進

- ◆文具等の購入の際は、エコマークなどの環境ラベリング製品を優先的に選択する。

### ③省エネルギーの推進

- ◆照明機器、OA機器、空調機器等の更新や新規の購入、リースに当たっては、省エネルギー性に優れた機器を導入する。
- ◆石油、天然ガスなどの化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を減少させるため、環境への負荷の少ないクリーンな太陽エネルギー等の積極的な活用を図る。

### ④施設維持管理にあたっての配慮

- ◆施設維持管理に伴う大規模な改修等にあたっては、温室効果ガス排出抑制のため、随所に環境負荷を軽減し、省エネに配慮した設計に努める。
- ◆新たな公共施設を建設する場合は、太陽光発電等再生可能エネルギーの積極的な導入に努める。

## (4) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

### ①廃棄物の減量

- ◆使い捨ての容器や製品の使用を見直し、詰め替え商品や繰り返し使える製品を使用するよう努める。
- ◆シュレッダーの使用は機密文書の処理に限り、機密保持に留意した適切な書類管理の上、リサイクル可能と判断されるものはリサイクルを推進する。
- ◆業者との契約時に、提出物のファイル等の減量化に努める。

### ②リサイクルの推進

- ◆分別回収ボックスを配置し、事務用紙、新聞紙、段ボール、書籍類、廃棄書類、封筒、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、飲料ビン、ペットボトル等の分別回収を意識し、リサイクル率を高めるように努める。

#### 4 推進体制及び実施状況の点検・公表等

##### (1) 推進体制

「推進会議（課長会議）」、及び「全職員」が協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

###### ①推進・点検体制

本計画の推進を図るため、必要に応じて推進会議（課長会議）にて、取り組み状況の把握、点検を行い、必要な調整や計画の見直しを行います。

###### ②職員に対する啓発

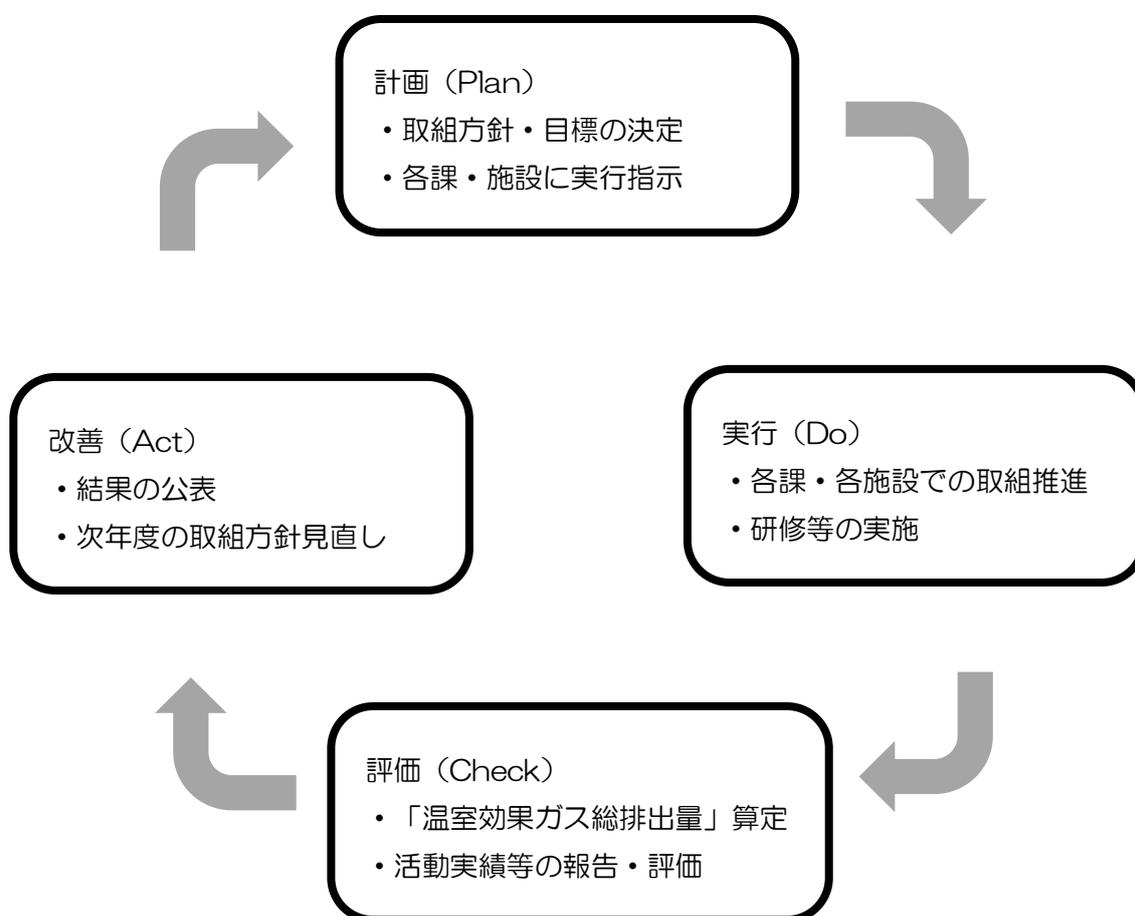
職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために、地球温暖化に関する啓発活動を計画的に実施します。

###### ③実施状況の公表

本計画の実施状況は、定期的にHP等に公表します。

##### (2) 点検・評価・見直し体制

この計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画の見直しに向けたPDCAを推進します。



平田村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）  
令和4年4月

平田村  
問合せ先：住民課